

唐津市と早稲田大学との協働連携に関する協定書

唐津市（以下、「甲」という。）と早稲田大学（以下、「乙」という。）は、相互の独立性と自立性を基本とし、大学が保有する知的資源を活用し、地域社会の活性化を図るとともに人材の育成に取り組み、相互発展に資することを目的として互に支援・協力することを合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、包括的な相互連携のもと、産業、文化、教育、まちづくり、学術研究の分野等において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 本協定は、甲および乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲および乙は信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（連携事業）

第3条 両者は以下の事項について協力する。

- 一 まちづくりに関する事項
- 二 教育・文化・芸術に関する事項
- 三 地域振興および産業振興に関する事項
- 四 環境保全に関する事項
- 五 人材育成に関する事項
- 六 公共経営に関する事項
- 七 健康・福祉に関する事項
- 八 災害・防災対策に関する事項
- 九 学術研究・新エネルギーに関する事項
- 十 両者が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の内容およびその成果の利用条件等の詳細については、甲および乙の間で協議の上、別途覚書にて定めるものとする。

（協議事項）

第4条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議のうえ別途書面にて定めることとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、双方の代表が署名した日に発効し、有効期間は3年とする。ただし、期間満了6か月前までに両者のうちいずれかから協定の改廃の申し入れがないときは、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後についても同様とする。

2 本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名のうえ、双方各1通を保有する。

2019年2月7日

甲 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達 郎

乙 東京都新宿区戸塚町1丁目104番地

学校法人 早稲田大学

総長 田 中 愛 治